

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 10 | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

倉敷市長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民健康保険法に基づき、倉敷市国民健康保険被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、保険給付に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者に係る申請等に関する事務 2 被保険者証、被保険者資格証明書等に関する事務 3 保険給付の支給に関する事務 4 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 次期国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 共通基盤システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民健康保険関係情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1の30の項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|--|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の42、43、44、45、121の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 【オンライン資格確認の準備業務】 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 国民健康保険課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部法務課 情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3213 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉部 国民健康保険課 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3281 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年2月28日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年2月28日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

| |
|---------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

Ⅳ リスク対策

| | | |
|--|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|---|
| 平成28年3月17日 | I. 1. ③システムの名称 | 国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー | 国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 次期国民健康保険システムおよび国民健康情報システム | 事前 | 重要な変更 |
| 平成29年4月1日 | I. 5. ②所属長 | 課長 藤原 博之 | 課長 平松 定義 | 事後 | 重要な変更にあたらぬ 人事異動に伴う記載内容の変更 |
| 平成31年4月1日 | I. 5. ②所属長 | 課長 平松 定義 | 課長 田中 正人 | 事後 | 重要な変更にあたらぬ 人事異動に伴う記載内容の変更 |
| 令和2年3月25日 | I. 1. ②事務の概要 | | オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を藉団して被保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録システムシステムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和2年3月25日 | IV. 8. 監査 | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる | (○) 外部監査 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和3年3月22日 | I. 4. ②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 【情報提供】 番号法第10条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 89, 97, 106, 109の項 | 【情報提供】 番号法第10条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和4年1月18日 | I. 1. ③システム名称 | 国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 次期国民健康保険システム 国民健康情報システム 医療保険者等向け中間サーバー等 共通基盤システム | 国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 次期国民健康保険システム 国民健康情報システム 医療保険者等向け中間サーバー等 共通基盤システム | 事前 | ①重要な変更にあたらぬ 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬため |
| 令和4年1月18日 | I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 法務部法務課 情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 ☎086-426-3213 | 総務部法務課 情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 ☎086-426-3213 | 事前 | ③重要な変更にあたらぬ 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬため |
| 令和4年1月18日 | I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 国民健康保険課 〒710-8565 倉敷市西中新田640 ☎086-426-3281 | 健康福祉部 国民健康保険課 〒710-8565 倉敷市西中新田640 ☎086-426-3281 | 事前 | ①重要な変更にあたらぬ 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬため |
| 令和4年3月22日 | I. 4. ②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 【情報提供】 番号法第10条第7号 別表第2の2, 42, 43, 44, 45の項 【情報提供】 番号法第10条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項 | 【情報提供】 番号法第10条第8号 別表第2の42, 43, 44, 45の項 【情報提供】 番号法第10条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項 | 事後 | 重要な変更にあたらぬ 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬため |
| 令和4年3月22日 | I. 5. ②所属長 | 課長 田中 正人 | 課長 | 事後 | 様式改正に伴う変更 |
| 令和4年3月22日 | II. 1. ①権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年8月1日時点 | 令和4年3月1日時点 | 事後 | 時点の修正 |
| 令和4年3月22日 | II. 1. ①権利判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か | 令和3年3月8日時点 | 令和4年3月1日時点 | 事後 | 時点の修正 |
| 令和4年3月22日 | II. 1. ①権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年3月1日時点 | 令和5年3月1日時点 | 事後 | 時点の修正 |
| 令和5年3月22日 | II. 1. ①権利判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か | 令和4年3月1日時点 | 令和5年3月1日時点 | 事後 | 時点の修正 |
| 令和4年2月28日 | I. 4. ②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 【情報照会】 番号法第10条第9号 別表第2の42, 43, 44, 45の項 【情報提供】 番号法第10条第9号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項 | 【情報照会】 番号法第10条第8号 別表第2の42, 43, 44, 45, 121の項 【情報提供】 番号法第10条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項 | 事後 | 公金受取口座の利用に伴う修正 |
| 令和4年2月28日 | II. 1. ①権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年3月1日時点 | 令和6年2月28日 | 事後 | 時点の修正 |
| 令和4年2月28日 | II. 1. ①権利判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か | 令和5年3月1日時点 | 令和6年2月28日 | 事後 | 時点の修正 |
| 令和4年2月28日 | IV. 1. ①アウトプット 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 事後 | 見直しによる修正 |